

(参考様式1-1)

農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)事業実施計画

計画主体名	計画期間
みのぶちよう 身延町	令和5年度～令和7年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
みのぶまちやくば さんぎようか 身延町役場 産業課	0556-42-2111	0556-42-2127	sangyo@town.minobu.lg.jp

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふること。
- ・共同で作成する場合は、全ての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載すること。

計画期間

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

連絡先

- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

メールアドレス

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
山村活性化の促進	<p>農村文化公園(道の駅しもべ)と中富町給食センターの整備を行い、令和4年3月に地理的表示(GI)保護制度の認定を受けた「あけぼの大豆」の味噌加工を本格的に推進する。</p> <p>農村文化公園(道の駅しもべ)は、近年の山梨県近郊を舞台としアニメブームで知名度を上げ、広い年齢層の来訪者があることから、地域農産物の提供および活用を通してPR拡大を狙う。</p> <p>給食センターは、今年度より他に統合されることから空き施設を生産加工・出荷場として利用し、あけぼの大豆味噌の量産を図る。既に身延山詣で、しもべ温泉等の観光施設ではあけぼの大豆は名産品の地位を獲得していることから、観光施設の需要にも応えられる生産拡大を図る。この2か所の整備を行うことで「あけぼの大豆」にさらなる付加価値を付け、農家の所得向上・定住促進、さらには観光業の活性化に繋げることを計画の目標とした。</p>

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
	地域産物の販売額の増加	
第1評価指標の設定根拠		

本計画では、給食センターを「地域連携販売力強化施設」として整備し、あけぼの大豆味噌の加工生産・販売額増を図るものである。また、農村文化公園(道の駅しもべ)は「地域資源活用交流促進施設」として展示販売を通して町内外の来訪者に広報し、知名度アップ、販売域の拡大を図る。これら2拠点整備を当地区における効果とし、「地域産物の販売額の増加」を第1評価指数として評価を行う。

計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円) ①の金額

【目標値】地域産の農林水産物の販売額(千円) 48,639千円

【現状地】地域産の農林水産物の販売額(千円) 38,016千円

【金額】							単位:円
	現状値			目標値			摘要
	H30	R1	R2	R7	R8	R9	
身延町味噌加工施設	0	0	0	8,002,500	10,037,500	12,375,000	身延町の味噌加工施設を新設し、農村文化公園(道の駅しもべ)とあわせて相乗的に町内の販売量の増加を目指す。
合計	0			30,415,000			
3年間平均	0			10,139,000			
農村文化公園(道の駅しもべ)	42,406,524	39,648,854	31,994,493	37,500,000	38,500,000	39,500,000	
合計	114,049,871			115,500,000			
3年間平均	38,016,624			38,500,000			
両施設合計	114,049,871			145,915,000			
両施設合計の3年間平均	38,016,624			48,639,000			

あけぼの味噌加工生産量照査からの推計値

第2評価指標(任意)	具体的数値目標		具体的数値目標の算出方法
	交流人口の増加	2,622人増加・・・②	

第2評価指標の設定根拠

本計画では、農村文化公園(道の駅しもべ)を「地域資源活用交流促進施設」として整備し、地域の諸資源・名産物を活用した都市と農山漁村の交流施設として利用する。内容は町内外の来訪者による加工体験実習及び交流及び知名度のアップ、広報を図るものである。当地区の効果として「交流人口の増加」を第2評価指数として評価を行う。

計画区域における交流人口の増加数(人)②の数字
【目標値】計画区域外からの入込客数(人) 28,600人
【現状地】計画区域外からの入込客数(人) 25,978人

【人数】	現状値			目標値			摘要
	H30	R1	R2	R7	R8	R9	
農村文化公園(道の駅しもべ)							農村文化公園(道の駅しもべ)・・・売店は本事業による販売数増及びR4に整備されたキャンプ場、コワーキングスペース、フリーWi-Fi、授乳室や多目的駐車場など子育て世代や女性に配慮した施設が整備され、またR4.3にあげばの大豆が地理的表示(GI)保護制度に認定されたことの効果も含めて集客力の向上を見込み、平成30年度から令和2年度の平均値25,978人からR9年度に約1割増の28,600人の増を見込んだ。キャンプ施設(食事処からの材料販売)においてもキャンプブームを受けて入込数も増加が見込まれる。1グループ2～4名(平均3名)平日1組、土日祭日4組と試算しR7年度は2,000人、R9年度は3,000人増を見込む。売店はR7からR8は本事業の集客効果を考慮し前年度比約1割増を見込んだ。
加工実習室	0	0	0	50	80	100	
キャンプ場	0	0	0	2,000	2,500	3,000	
売店	29,955	27,592	20,388	23,000	26,000	29,000	
合計	29,955	27,592	20,388	25,100	28,600	32,100	
3年間の合計人数	77,935			85,800			
3年間の平均値	25,978			28,600			

観光客入込客数からの推計値

※計画区域外からの入込客数は、農村文化公園(道の駅しもべ)の利用客数の推移と、身延山久遠寺の参詣者数、下部温泉の利用者数の増加割合を利用計画の入込客数数値に乗じて算出した。

第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
	地域農産物活用新商品開発数	
第3評価指標の設定根拠		
現在は約1キロ単位でパック詰め販売しているあけぼの大豆味噌であるが、若者・独身者にも気軽に購入できる少量パックの新製品などを開発する。将来的にはあけぼの大豆製の田楽味噌や味付きの味噌を開発し、販路を広げる。		
評価期間(原則として3年間の効果発現状況を把握する期間)	評価報告予定年(評価期間の終了直後の9月末日まで)	
令和7年4月～令和10年3月	令和10年	

Ⅲ 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量削減目標	温室効果ガス排出量削減目標の設定根拠

【記入要領】

- 全般 ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 事業活用活性化計画目標 ・事業活用活性化計画目標の項目は実施要領別記3の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- 評価指標 ・評価指標の記載に当たっては実施要領別記3及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。
- 温室効果ガス排出量削減目標 ・発電施設の整備を実施する場合に記載
- ※実施要領別記3の第4の3の(1)のイに記載の発電施設の単独設置を実施する場合、I及びIIは記載不要。

【金額】

単位:円

	現状値			目標値			摘要
	H30	R1	R2	R7	R8	R9	
身延町味噌加工施設	0	0	0	8,002,500	10,037,500	12,375,000	身延町の味噌加工施設を新設し、農村文化公園(道の駅しもべ)とあわせて相乗的に町内の販売量の増加を目指す。
合計	0			30,415,000			
3年間平均	0			10,139,000			
農村文化公園(道の駅しもべ)	42,406,524	39,648,854	31,994,493	37,500,000	38,500,000	39,500,000	
合計	114,049,871			115,500,000			
3年間平均	38,016,624			38,500,000			
両施設合計	114,049,871			145,915,000			
両施設合計の3年間平均	38,016,624			48,639,000			

【人数】

	現状値			目標値			摘要
	H30	R1	R2	R7	R8	R9	
農村文化公園(道の駅しもべ)							農村文化公園(道の駅しもべ)…売店は本事業による販売数増及びR4に整備されたキャンプ場、コワーキングスペース、フリーWi-Fi、授乳室や多目的駐車場など子育て世代や女性に配慮した施設が整備され、またR4.3にあげぼの大豆が地理的表示(GI)保護制度に認定されたことの効果も含めて集客力の向上を見込み、平成30年度から令和2年度の平均値25,978人からR9年度に約1割増の28,600人の増を見込んだ。キャンプ施設(食事処からの材料販売)においてもキャンプブームを受けて入込数も増加が見込まれる。1グループ2~4名(平均3名)平日1組、土日祭日4組と試算しR7年度は2,000人、R9年度は3,000人増を見込む。売店はR7からR8は本事業の集客効果を考慮し前年度比約1割増を見込んだ。
加工実習室	0	0	0	50	80	100	
キャンプ場	0	0	0	2,000	2,500	3,000	
売店	29,955	27,592	20,388	23,000	26,000	29,000	
合計	29,955	27,592	20,388	25,100	28,600	32,100	
3年間の合計人数	77,935			85,800			
3年間の平均値	25,978			28,600			

事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について

農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)を活用するに当たっては、実施要領別記3に定める事業活用活性化計画目標及びそれに対応する評価指標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。評価指標の設定に当たっては、項目ごとに以下に定めるところによるものとする。

1. 第1評価指標(必須)及び第2評価指標(任意)について

評価指標	事業活用活性化計画目標の評価指標の項目及び設定の考え方
1	<p>雇用者数(新規就農者等を含む。)の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域において整備された施設の常時雇用者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>新規常時雇用者数(人) =(活性化計画により整備した施設における常時雇用者数(人)【目標値】-既存施設等の常時雇用者数(人)【現状値】)</p>
2	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円) =(地域産の農林水産物の販売額(千円)【目標値】-地域産の農林水産物の販売額(千円)【現状値】)</p>
3	<p>定住人口の維持・増加</p> <p>○設定する目標は計画区域における転入人数の増加数、転出人数の減少数、転入人数の減少の抑制数又は転出人数の増加の抑制数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の維持・増加数(人)=転入人数の増加数=(転入人数(人)【目標値】-転入人数(人)【現状値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)=転出人数の減少数=(転出人数(人)【現状値】-転出人数(人)【目標値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)=転入人数の減少の抑制数=(転入人数(人)【目標値】-転入人数(人)【予測値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)=転出人数の増加の抑制数=(転出人数(人)【予測値】-転出人数(人)【目標値】)</p>
4	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数(人) =(滞在者数及び宿泊者数(人)【目標値】-既存施設等の滞在者数及び宿泊者数(人)【現状値】)</p>
5	<p>交流人口の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加数(人)=(計画区域外からの入込客数(人)【目標値】-計画区域外からの入込客数(人)【現状値】)</p>

注1: 目標値は、事業の効果発現後3年間の目標値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

目標値の設定に当たっては、事業実施地区における過去の指標の推移や社会経済動向、関連する施策の状況等の事業以外の要因による影響等も勘案し、実現可能性のある合理的な目標値とすること。

注2: 現状値は、算出が可能な直近の3年間の実績値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

(例:活性化計画提出年度H28の場合、現状値は、H25=50、H26=100、H27=150を平均し100とする。)

注3: 予測値は、算出が可能な直近の3年以上の実績値に基づき、統計的な手法等により算出することとする。

注4: 評価指標1について、常時雇用者数は、厚生労働省の毎月勤労統計調査にて調査する常用労働者と定義される者を1年単位で算出した上で3年間の平均値を取ること。

※常時労働者とは、期間を定めず、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇い労働者で、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。

※常用労働者には、都道府県・市町村職員、事業主、法人の代表者及び無給の従事者は除くこと。

※小数第1位まで求めること(※小数第2位以下を四捨五入)。

(算出例①)年間通して雇用する雇用者が、1年目5人、2年目及び3年目4人の場合: $(5人+4人+4人) \times 12ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年=4.33 \div 4.3$

(算出例②)1年のうち、毎年4月から8月末までの5ヶ月間雇用する雇用者が、1年目3人、2年目及び3年目5人いる場合:

$(3人+5人+5人) \times 5ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年=1.81 \div 1.8$ 人

注5: 評価指標2について、比較する既存施設等がある場合には、目標値は新しく整備する施設における販売額とし、現状値は既存施設等における販売額とする。また、比較する既存施設等がない場合には、目標値及び現状値は、計画区域における農林水産物出荷額をそれぞれ算出するものとする。

注6: 評価指標3の転入人数及び転出人数は、注1から注3までに定める期間に、計画区域外から計画区域内へ転入した若しくは転入すると予測される人又は計画区域内から計画区域外へ転出した若しくは転出すると予測される人の合計値とする。なお、転入人数には二地域居住(都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有すること)をする者を含むものとする。

注7: 評価指標4について、活性化計画に地域連携販売力強化施設が含まれる場合は選択不可とする。

注8: 評価指標5の計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。

2. 第3評価指標(必須)について

事業活用活性化計画目標を評価するため、施設の利用計画等に応じて具体的数値目標を自由に設定する。

指標設定の例1 事業活用活性化計画目標:子ども農山漁村の交流 第3評価指標:小学生の自然体験教室開催○回

指標設定の例2 事業活用活性化計画目標:農林水産物等の販売・加工促進 第3評価指標:新商品開発○件

IV 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性	備考
㊸地域連携販売力 強化施設	身延町あけぼ の大豆生産地 区	地域特産品(あけぼの大豆 味噌)の販売強化のために必 要な販売促進(加工・貯蔵・ 作業)施設及び付帯施設の 整備 ・町内産木材による内装(貯 蔵庫・作業室) ・生産者の働く場としての環 境整備。	延床面積 596㎡ (味噌加工室192㎡ 味噌保管庫184㎡ 作業場等220㎡)	R5	身延町	66,330	31,747	1/2	31,747	目標は山村活性化の推進であり、交付対 象事業は販売強化のための「生産」を担う 施設として整備する。整備対象施設はR4 年度で閉鎖予定の給食センターとする。選 定理由は既に調理室・作業スペース共に 味噌加工・貯蔵には十分なスペースと調理 施設を有しており、整備も最低限の改修で 済むこと、衛生管理上の充実等の理由から 整備対象となった。労働環境向上の視点で も、これまで使われていた食品庫・検収室 等を女子更衣室・誰でもトイレ等に改修す ることで、女性・高齢者・身障者の就労も可 能となる。更に貯蔵施設の床は町が推進 する木材を使用し、昔ながらの味噌蔵のイ メージ再生と町内林業の活性化にも資する 施設とする。	
㊸地域資源活用交 流促進施設	身延町あけぼ の大豆生産地 区	地域農産物(あけぼの大豆 味噌)の紹介、農産物加工体 験、新規製品の試作施設の 整備とそれに伴う展示販売 ・町内産木材による内装(貯 蔵庫・作業室) ・改修期限の間近い金属屋 根の再塗装。 ・地域農産物を通じての都 市と農山村の交流推進のた めの施設。 ・町内産木材による内装(貯 蔵庫・作業室)	延床面積852㎡ 室面積126㎡	R6	身延町	37,118	18,163	1/2	18,163	目標は山村活性化の推進であり、交付対 象事業は「交流人口の増加」を担う施設と して整備する。整備対象施設は農村文化 公園内にある「道の駅しもべ」の加工実習 室である。選定理由の第一は対象施設は 現在「ゆるキャン△ブーム」で来訪者が急 増していること。第二は施設内には既に 「加工実習室」があり、最小限の改修でそ れらを地域資源活用交流促進施設として 利用できることにある。また、販売エリアも 充実しており「あけぼの大豆味噌」の販売 は元より、地域農産物・地域特産物・地域 文化等、地域の紹介、地域資源の活用を 通じた都市と農山村の交流を図るには適し た施設である。更に貯蔵施設の内装は町 が推進する木材を使用し、町内林業の活 性化にも資する施設とする。	
合 計						103,448	49,910		49,910		

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性を併せて記載すること。
- ・事業メニュー名欄には、実施要領別記3の別表2の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容欄は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模等欄は、施設ごとの棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性欄は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。なお、別表2の(3)の㉓自然・資源活用施設の単独整備を実施する場合は記載不要。
- ・「農泊」の取組を実施する場合には、備考の欄にどのように「農泊」と関連するかを明記すること。

(※)「農泊」とは、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)をいう。

V 他の施策との連携に関する事項

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
地域別農業振興計画	㊸地域連携販売力強化施設	身延町あけぼの大豆生産地区	「地域別農業振興計画」における将来ビジョンにおいて、本計画が位置付けられている。
	㊹地域資源活用交流促進施設	身延町あけぼの大豆生産地区	「地域別農業振興計画」における将来ビジョンにおいて、本計画が位置付けられている。

【記入要領】

- ① 交付対象となる事業のうち、実施要領第6に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性を記載すること。
- ② 連携する施策名には、実施要領第6に掲げる施策を記載すること。
- ③ 事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記載すること。
- ④ 地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑤ 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

VI 農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)年度別事業実施計画

事業別内容	計画の提出年度	新規・変更の区別 新規「1」 変更「2」	都道府県	計画主体	市町村名	地区名	地域指定状況								計画期間 最終年度	離島振興計画	輸出促進条件整備	耕作放棄地の解消に向けた取組	地域再生計画	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業	
			名称	名称			山村振興	過疎地域	特定農山村	半島振興	離島振興	豪雪地帯	急傾斜地	奄美群島		指定棚田地域	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載	連携施策は「1」を記載
事業別内容	R5	1	山梨県	身延町	身延町	身延町あけぼの大豆生産地区	1	1	1							R7					
	R5	1	山梨県	身延町	身延町	身延町あけぼの大豆生産地区	1	1	1							R7					
①事業費計																					
②市町村等附帯事務費																					
③県附帯事務費																					
総合計(①+②+③)																					
共同で計画作成を行う場合の内訳																					
〇〇町	事業費(ハード)																				
	市町村等附帯事務費																				
××県	事業費(ハード)																				
	都道府県附帯事務費																				
	市町村等附帯事務費																				

【記入要領】

・実施要領別記3の第4の3の(1)のイに記載の発電施設の単独設置を実施する場合、計画の提出年度欄には、発電施設等を附帯する活性化施設の整備を実施する際に作成した活性化計画の提出年度を記載すること。

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項 目		記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び以下に定めのあるものを除き行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても、当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	都道府県	「都道府県名」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名を記入すること。
5	計画主体	「計画主体名」の欄は、当該計画の計画主体名を記入すること。 なお、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記すること。
6	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
7	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領別記3別表1の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び指定棚田地域とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
8	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
9	他の 施策と の 連 携	離島振興計画 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
10		輸出促進条件整備事業 「輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定規程」（令和2年4月1日農林水産大臣決定）に基づく認定を受けたGFPグローバル産地計画に従って実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
11		耕作放棄地の解消に向けた取組 計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
12		地域再生計画 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
13		まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
14		定住自立圏共生ビジョン 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

項 目		記 入 上 の 注 意
15	国土強靱化施策	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている事業である場合には、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
16	福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組	農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに関連した取組に該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクトの取組」は「1」、「農」と福祉の連携連携プロジェクトの取組は「2」、「農観連携プロジェクトの取組」は「3」、「空き家・廃校活用交流プロジェクトの取組」は「4」、「重点『道の駅』の取組」は「5」、「ジオパークによる地域活性化の取組」は「6」、「世界農業遺産・日本農業遺産による地域活性化の取組」は「7」、「世界かんがい施設遺産による地域活性化の取組」は「8」を記入すること。
17	女性の能力の積極的な活用に向けた取組	農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について（平成24年4月20日付け経営第3691号農林水産事務次官依命通知）の基本方針に基づいた取組である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
18	地域別農業振興計画	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に定める地域別農業振興計画の支援事業に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
19	次世代農業農村振興計画	国営農地再編整備事業実施要綱に定める次世代農業農村振興計画に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
20	指定棚田地域振興活動計画	棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第8条第2項に定める指定棚田地域振興活動計画に、本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
21	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領別記3別表2のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
22	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領別記3別表2の事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ②複数の施設等の整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別、支援及び事業内容（以下「要件類別等」という。）に該当する場合には要件類別等毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別等に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別等にあつては、「要件類別等番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③実施要領別記3別表2の事業メニュー⑬高生産性農業用機械施設により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
23	要件類別等番号	実施しようとする実施要領別記3別表3の事業メニューに対応する要件類別等の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別等については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別等（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別等）を記入すること。
24	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」「農産物包装機械：1台」棟 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」等

	項 目	記 入 上 の 注 意
25	事業実施期間	事業メニューごとに、当該事業の実施期間を記入すること。 (例) 令和2年度から令和4年度まで実施する場合は「R2~R4」と記載
26	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 (例) ●●農業協同組合、●●農業生産有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
27	全体事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象とならない事業費を含む総事業費を記入すること。
28	交付対象事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象となる事業費のみを記入すること。上限事業費が適用される場合は、上限事業費を超える額を含まない事業費とする。
29	交付金額	事業メニューごとの交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業ごとの交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
30	交付額算定交付率	事業メニューごとに、実施要領別記3の別表3に定める交付額算定交付率を記入すること。
31	交付限度額	事業メニューごとに、交付対象事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
32	前年度まで	事業メニューごとに、前年度までに実施した事業に係る全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
33	本年度	事業メニューごとに、本年度に予定している事業に係る全体事業費、交付対象事業費、交付金額、県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「消費税仕入控除税額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「交付対象事業費」、「交付金額」、「県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を、「全体事業費」の欄は当該消費税相当額を含む額を記入すること。
34	本年度までの累計	事業メニューごとに、本年度までの累計の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
35	翌年度以降（予定）	事業メニューごとに、翌年度以降の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
36	備 考	備考欄には、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
37	①事業費計	「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」、「消費税仕入控除税額」の合計をそれぞれ記入すること。
38	②市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村発イノベーション等整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日3農振第3019号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
39	③県附帯事務費	<p>県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取扱い等については農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村発イノベーション等整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日3農振第3019号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。</p>
40	総合計（①+②+③）	<p>①事業費計、②市町村附帯事務費及び③県附帯事務費の合計額を記入すること。</p>
41	共同で計画作成を行う場合の内訳	<p>計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体ごとに交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体ごとの内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目ごとに、①から③までに計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。</p>